

大田市告示第54号

地方自治法第243条の2第1項の規定により、下記の者に大田市生活バスの使用料の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

大田市長 楯野弘和

(温泉津線・井田線)

住 所	大田市温泉津町小浜イ137番地18
受託者	有限会社温泉津タクシー 代表取締役 石見ヤス子
業務を委託する歳入	大田市生活バスの使用料
指定日	令和7年3月28日
業務を委託する期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

(湯里線)

住 所	大田市温泉津町温泉津口65番地
受託者	有限会社小川商店 代表取締役 小川知興
業務を委託する歳入	大田市生活バスの使用料
指定日	令和7年3月28日
業務を委託する期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

(大森線)

住 所	大田市大森町イ490番地
受託者	一般社団法人石見銀山みらいコンソーシアム 代表理事 松場大吉
業務を委託する歳入	大田市生活バスの使用料
指定日	令和7年3月28日
業務を委託する期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日